

市税の滞納処分を強化中



※写真はイメージです

税負担の公平性を確保

税金は、私たちが安心して健康的に暮らすため、重要な役割を持っています。すなわち、住民の福祉や保健・教育をはじめ、道路の整備や防災・防犯・ごみ処理など、地域の人々が安心して快適に暮らすために行われる事業の大切な財源となっています。税金を

滞納すると、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなります。そして何より、納期内に納めている人たちに負担をかけ、公平性を著しく損なうことにもなります。

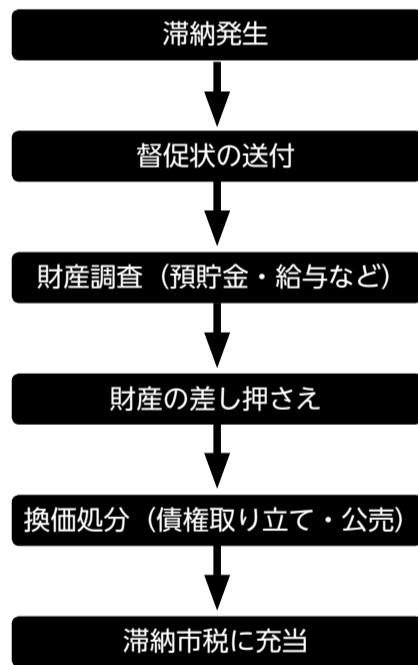
国税務課 ☎(50)1205

して、滞納処分を積極的に回収を図っています。

滞納処分とは
市が滞納者の財産を差し押さえることです。事前の連絡や同意は必要ありません。市ではこれまでも法令に基づき、不動産などの差し押さえを実施してきましたが、財産調査を綿密に行い、調査の結果判明した動産も差し押さえ、滞納している税金に充当します。

■調査対象 預貯金（銀行な

滞納処分の流れ



どの預金、給与（月給・賞与、生命保険（給付金、解約返戻金など）、年金（高額な厚生年金など）、不動産（土地・建物）、動産（自動車・バイクなど）

※市税を納期限までに納めなかった人には20日以内に督促状を送付します。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しなかった場合は「滞納者の財産を差し押さなければならぬ」と地方税法で定められています

滞納すると延滞金が
納税は、納期内の自主納付が原則です。国税通則法に基づき納期限までに完納されない場合は延滞金の割合（利率）は日数に応じて、年9・1%（納期限日の翌日から1カ月の期間は年2・8%）で算出します。

便利で確実な口座振替
口座振替を申し込むと、納め忘れがなく、とても便利で確実です。市内の各金融機関窓口で、申し込みください。

失業や病気などで期限内の納税が困難な人は、税務課へ相談ください。

また、開庁日に来庁できない場合は、毎月休日納税相談を実施しています

■日時 毎月最終日曜日 8時30分～16時30分
(今月は、8月30日)

※相談日は、毎月本紙の15日号最終ページ「今月の納期限」でお知らせしています

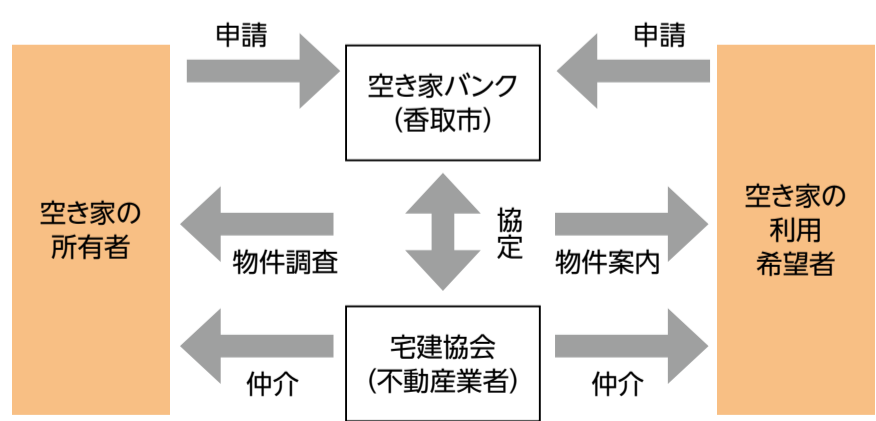
※納税相談日程表は税務課、各支所にあります

■場所 税務課

納税が
困難な場合は
相談を！



【空き家バンクのイメージ図】



※市は空き家に関する交渉および売買、賃貸借などの契約には関与しません
 ※老朽化が著しいものや大規模な修繕が必要なものは登録できません。適正に管理され入居可能な物件が対象です
 ※不動産業者に仲介を依頼している物件は登録できません
 ※賃貸用住宅（アパート）は登録できません

空き家バンク制度が スタートします

企画画政策課 ☎(50)1206

市内の空き家の有効活用と、移住および定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として、「香取市空き家バンク制度」を開始します。空き家を売りたい・貸したいと考える空き家所有者と、空き家を借りたい・買いたいと考えている移住・定住希望者、双方の橋渡しを市が行います。空き家の物件情報を募集しますので、気軽に問い合わせください。

①空き家所有者の物件情報を市ホームページで公開し、空き家の利用を希望する人に情報提供します（公開にあたり事前に所有者立ち合いのもと、物件調査を行います）。
 ②空き家バンクで物件情報を見た利用希望者から連絡があれば、空き家の見学などを行い、協定を結んでいる市内宅建協会の仲介により、契約交渉を行います。